

### 第3回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月25日 午後4時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階委員会室
- 3 議事日程
  - 日程第1 議事録署名委員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について  
(2件)
  - 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(農業委員会許可分3件)
  - 日程第5 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について  
(賃貸借7件、利用権移転1件)
  - 日程第6 議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
  - 日程第7 議案第5号 令和8年度最適化活動の目標設定等について

- 4 出席委員
- 1番 鷺見幸生      2番 杉本道哉      3番 川端 敦  
4番 田中昭一      5番 高橋 智      6番 森長正徳  
7番 西田勝敏      8番 佐藤弘之      9番 河端英利  
10番 松田一博      11番 橋口善一郎      12番 青山佳代子  
13番 山田正人      14番 中道雅彦
- 5 事務局説明員
- 局長 泉 陵平      主査 鈴木 渉

局長 皆さま、ご起立願います。  
一同、礼。よろしくお願ひします。  
ご着席願ひします。

局長 ただいまから、令和8年第3回由仁町農業委員会総会を開  
会いたします。  
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきま  
す。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の  
議長となり、議事を進行していただきます。  
よろしくお願ひいたします。

議長 本日招集いたしました令和8年第3回由仁町農業委員会総  
会の出席者は14名です。  
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規  
定により、第3回総会は成立いたしました。  
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規  
定により私から指名いたします。  
12番 青山委員、13番 山田委員を指名いたしますが、  
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま  
す。本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひ  
ますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。



主査 2番ですが、借主だった夫が亡くなったことから、貸借権を相続した借主ですが、農地を耕作することができなくなったため、賃貸借を解約するものであります。

土地の所在は、中三川527の1筆の田で、面積は22,192㎡です。

貸主は公益財団法人北海道農業公社、借主は中三川自治区の■■■■氏でございます。

なお、今回の解約に伴いまして、対象農地に係る新たな借主への賃貸借の関係については、議案第3号でご説明いたします。

議案資料の2ページをお開き願います。

『解約通知書』については、令和8年3月19日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

なお、すべて6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第1号については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり認めることに決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について  
(農業委員会許可分)』

本件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に対して意見を聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第2号について、ご説明いたします。

議案の4ページをお開き願います。

本件については、森林整備事業に係る運搬道路及び資材置場の設置による一時転用が1件、砂利採取及び運搬道路の設置による一時転用が2件であります。

1番ですが、申請者は、土地所有者である古山自治区の  
氏で、事業実施者は、神奈川県横浜市の  
です。

事業実施場所につきましては、東光157の1筆の畑で、転用面積は8,265㎡です。

転用の目的については、森林整備事業に係る運搬道路及び資材置場の設置であり、転用期間は、令和8年5月1日から令和10年3月31日までとなっております。

申請地を図面で説明しますので、議案の5ページをお開き願います。

申請地は、右上の航空写真図になりますが、下古山地区の旧国道沿いにある許可申請地と白線で囲まれた農地です。

こちらの申請地に係る立地基準については、役場から約500m以内にある農振農用地区域外の農地で、第2種農地に区分され、許可要件は、代替性がない場合とされております。

事業計画については、下の図面に記載されておりますが、申請地の北側が運搬道路、丸い点線の部分が車両の転回及び作業スペース、縦長の長方形の部分が樹木の仮置き場となっております。

主査

今回の申請地については、森林整備区域に隣接しており、事業を効率よく進めるために最適な場所とされ、ほかに代替性はないものと判断しております。

また、一般基準においても事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

なお、審査内容については、議案資料の4ページから5ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

議案の4ページにお戻りください。

2番以降は、砂利採取及び運搬道路の設置による一時転用となっております。

2番ですが、申請者は、土地所有者である岩内自治区の■■■■氏で、事業実施者は、栗山町字継立の■■■■です。

事業の実施場所につきましては、山柵 234-1 から 1260 までの9筆の田で、転用面積は 35,564 m<sup>2</sup>、転用期間は、令和8年5月20日から令和9年5月19日までとなっております。

立地基準については、農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の6ページ、7ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の6ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、山柵地区の町道山柵中間線の北側にある許可申請地と記載してある箇所と矢印で示した箇所で、白線で囲まれた農地です。

議案の4ページにお戻りください。

主査

3番ですが、申請者は、土地所有者である川端自治区の■■■■氏で、事業実施者は、川端の■■■■です。

事業の実施場所につきましては、川端1957年から1962までの4筆の田で、転用面積は23,073㎡、転用期間は、令和8年4月27日から令和9年4月26日までとなっております。

立地基準については、農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の8ページ、9ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の7ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、川端地区の町道山手線沿いにある許可申請地と白線で囲まれた農地です。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長

本件については、3月19日に開催した農地部会において、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑に入ります。  
ご質問等ございませんか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。  
議案第2号については、当農業委員会として許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。  
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』  
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。  
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。  
議案の9ページをお開き願います。  
本件は、賃貸借が7件、利用権移転が1件の農用地利用集積等促進計画となっております。

今後の手続きにつきましては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

なお、促進計画の公告日については、4月23日を予定しております。

促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

主査

農作業に常時従事すること。  
対象農地の関係権利者の同意が得られていること。  
の各要件を全て満たしているものと判断しております。  
また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

1番については、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を事業参加者に対して賃貸借するものでございます。

土地の所在は伏見 216-1 の 1 筆の畑で、面積は 24,677 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 13 年 2 月 28 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の東三川自治区の ■■■■■ 氏で新規の案件です。

2番ですが、土地の所在は山形 924-1 の 1 筆の畑で、面積は、49,336 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、山形自治区の ■■■■■ 氏、借主は、安平町の ■■■■■ ■■■■■ で新規の案件です。

3番ですが、法人化に伴う賃貸借で、土地の所在は古山 241 から 844-1、熊本 185-1 から 627-1 までの 14 筆の田と 9 筆の畑で、合計面積は 160,123 m<sup>2</sup>です。

賃貸借期間は、令和 22 年 11 月 30 日までの 15 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が ■■■■■ 円、畑が ■■■■■ 円で年間 ■■■■■ 円です。

貸主は古山自治区の ■■■■■ 氏、借主は、貸主が代表を務める ■■■■■ で、新規の案件です。

今回新たに法人を設立したことことから、農地所有適格法人の要件確認について、ご説明いたしますので、議案資料 10 ページをお開き願います。

農地所有適格法人の要件については、法人の形態、事業の内容、法人の構成員及び役員、農作業従事の全てを満たす必要があります。

今回借主となる法人についてですが、令和 8 年 2 月に設立された法人となっています。

主査 法人の形態については、株式会社のため要件に該当しております。

次に、事業内容ですが、農業に係る売上高が全体の過半を占めることとされており、農業を主として行っていることが要件となっておりますが、[REDACTED]については、主に農作物の生産及び販売を行う予定であることから、要件に該当しております。

次に、構成員及び役員の関係ですが、農地の提供者・農業従事者などに該当する株主が保有している議決権の割合が過半を占めていることとされています。

構成員（年間150日以上）については3名で、すべてが農業従事者で議決権の割合が過半を超えております。

また、役員については、役員の過半が農業従事者でなければなりません。役員3名すべてが農業従事者でありますので、要件に該当しております。

最後に、農業従事の関係ですが、役員又は使用人のうち1名以上が60日以上農作業に従事する必要がありますが、役員3名については、すべて農業従事者であり、農業従事日数も60日以上ですので、要件に該当しております。

このことから、[REDACTED]につきましては、農地所有適格法人であると判断しております。

議案の9ページにお戻りください。

4番ですが、こちらも3番同様、借主の法人化に伴う賃貸借になります。

土地の所在は熊本681-1の1筆の田で、面積は17,173㎡です。

賃貸借期間は、令和12年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、10a当たり2,000円で年間34,000円です。

貸主は、長沼町の[REDACTED]、借主は、古山自治区の[REDACTED]で新規の案件です。

5番ですが、土地の所在は中三川317-1から317-3までの3筆の田で、合計面積は6,955㎡です。

賃貸借期間は、令和11年11月30日までの4年間で、賃貸借料は、10a当たり[REDACTED]円で年間[REDACTED]円です。

主査 貸主は、中三川自治区の■■■■氏、借主は、同じ中三川自治区の■■■■氏で新規の案件です。

議案の10ページをお開き願います。

6番ですが、土地の所在は中三川329から330-2までの2筆の田と1筆の畑で、合計面積は41,717㎡です。

賃貸借期間は、令和11年11月30日までの4年間で、賃貸借料は、10a当たり田が■■■■円、畑が■■■■円で年間■■■■円です。

貸主は、中三川自治区の■■■■氏、借主は、同じ中三川自治区の■■■■氏で新規の案件です。

7番ですが、借主だった■■■■氏が亡くなったことにより、貸借権を相続した■■■■氏が公益財団法人北海道農業公社と合意解約されたことから、新たな借主へ賃貸借するものでございます。

土地の所在は中三川527の1筆の田で、面積は22,192㎡です。

賃貸借期間は、令和12年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、10a当たり■■■■円で年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社で、借主は、中三川自治区の■■■■氏で新規の案件です。

8番ですが、借主の法人化により利用権移転するものでございます。

土地の所在は古山243から645、熊本184から215までの8筆の田と6筆の畑で、合計面積は106,630㎡です。

使用貸借期間は、令和17年11月30日までの10年間で、貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、古山自治区の■■■■で新規の案件です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の説明が終わりましたので質疑に入ります。  
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。  
議案第3号については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』を議題といたします。  
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』について』

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定したので、この決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第4号について、ご説明いたします。

こちらは、農地の利用調整や遊休農地の発生防止など、農地利用の最適化に係る活動に伴い、令和5年度に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきまして、目標設定期間が経過すること、委員の改選期である3年ごとに見直しを行うことと指針に規定していることから、新たに策定するものであります。

それでは、内容について説明をいたしますので、議案資料11ページをお開き願います。

(資料により内容説明)

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の説明が終わりましたので質疑に入ります。  
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。  
議案第4号については、原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。  
よって、議案第4号については、原案のとおり決定しました。

議長 日程第7、議案第5号『令和8年度最適化活動の目標設定等について』を議題といたします。  
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『令和8年度最適化活動の目標設定等について』  
令和8年度最適化活動の目標設定等を策定したので、その承認の決定を求めるものであります。  
内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査 議案第5号について、ご説明いたします。  
本件については、令和8年度の最適化活動の目標や活動計画を定めるものであり、本日の総会で決定後、4月中に町のホームページで公表するとともに、北海道に提出することとなっております。  
それでは、内容について説明をいたしますので、議案資料の14ページをお開きください。

(資料により内容説明)

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。  
ご質問等ございませんか。

各委員           ありません。

議長            質疑がないようですので採決に入ります。  
議案第5号については、原案のとおり決定することにご異  
議ありませんか。

各委員           ありません。

議長            異議ないものと認めます。  
よって、議案第5号については、原案のとおり決定しまし  
た。


議長            おはかりいたします。  
本日予定しておりました議案については、すべて終了いた  
しましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、  
閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

各委員           ありません。

議長            異議ないものと認めます。  
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 17時00分)

議事録署名委員

12番    青山 佳代子    

13番    山田 正人       